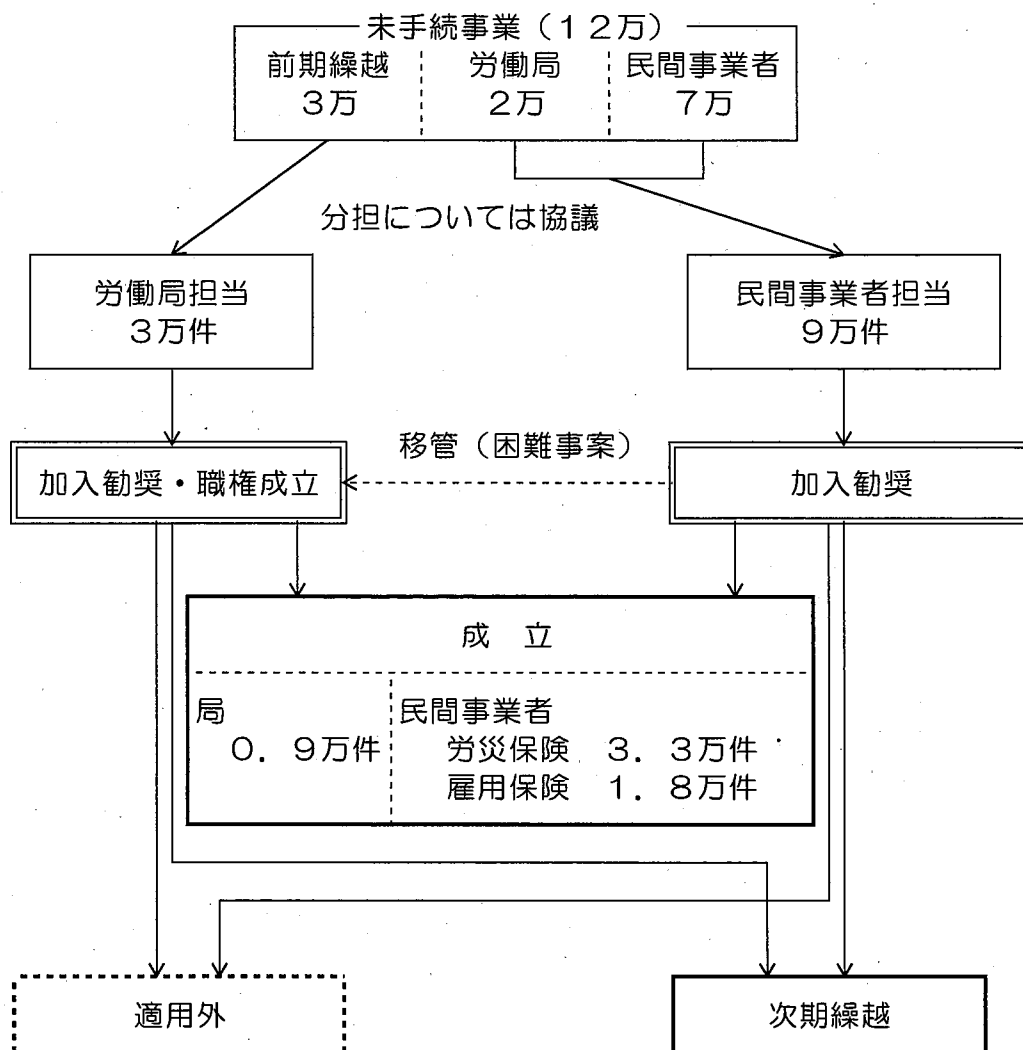


労働保険加入促進業務の加入勧奨における役割分担等について



- 分担については、労働局と民間事業者の地方事務所が協議の上で決定するが、民間事業者は、原則、新規に収集した未手続事業を担当。
- 労働局は、原則、前年度からの繰り越し分（前年度において、勧奨が不調に終わったもの（訪問回数2回で加入に結びつかないものが目安）＝困難事案）及び地方事務所からの移管分（困難事案）を担当。
- 新規に収集した未手続事業については、労働者の有無等について電話等による確認が必要。